

えひめのくらし

愛媛県 No.146 平成21年6・7月号



「消費者の日」記念集会開催(H21.5.30)

「消費者新時代・消費者が主役」をテーマに、平成21年度の「消費者の日」記念集会が、5月30日、愛媛県女性総合センター多目的ホールにおいて開催されました。

◆記念講演(要旨)

「わたしたちの生活を守ろう！」

講師：金融広報アドバイザー 岸本 宏三郎さん

(賢い消費者になろう)

学校教育現場の金銭、金融教育の取り組みを充実させることで、賢い消費者が増える。

消費者庁の創設は、消費者が主役となる時代のスタートであり、消費者自身が、賢い消費者になる努力が必要である。

(必要なものと欲しいもの)



必要なものと不要なものを分け、不要になったものも活用することが大切である。

保険は、家庭の状況によって、選択する必要がある。長寿社会に対応した長生きリスクについても考えることが重要である。

(金融商品はニーズにあったものを選ぶ)

金融商品の性格には、安全性、流動性、収益性があり、そのバランスをとった運用が賢い方法である。

高齢者は収益性のウェイトを下げ、安全性や流動性を重視し、長生きリスクに対応させる。

また、リスク商品への運用は、失敗しても許容できる範囲にとどめる。

(提言)

家計の金融行動に関する世論調査において、心の豊かさを実感している世帯の条件は「健康(80%)」、「経済的な豊かさ(44%)」、「将来の生活への安心感(24%)」が上げられている。

将来の生活への安心感を得るためには生活設計が重要で、長寿社会になった現在、できるだけ長く自分の生活を自分で守るために、家計簿をつけ、生活設計を見直す必要があり、それに基づいた消費生活を送ることが大切である。

「わたしたちの声を届けよう」 ～県内消費者団体等からの活動報告・提言～

次の四団体からの活動報告・提言の後、講師によるコメントがあった。

(NPO法人えひめ消費者ネット)

土曜日の消費生活電話相談の実施、地域リーダー育成講座の開催などの活動を報告、地域で支えあう社会づくりへの貢献を提言。

(えひめ消費生活センター友の会)

「消費者の日」記念行事への参画、消費者問題に関する研修、料理教室の開催などの活動を報告、消費生活啓発活動へ県民参加促進を提言。

(松山消費者四つ葉グループ)

消費生活に関するアンケート調査の実施と調査結果に基づく生活展の開催などの活動を報告、消費者の権

利を重視した活動の推進を提言。

(新居浜市おもちゃ図書館きしゃポッポ)

ゴミの分別収集、環境カルタを学校に持ち込んでの実演などの活動を報告、体験型の環境教育を通じた活動の推進を提言。

(コメント：岸本講師)

消費者支援活動は、多くの方の協力が必要である。集合研修やホームページ等を通じて、会のPRを行い、より一層の活動の充実が期待された。



◆記念対談

午後からの「消費者のつどい」では、「エネルギーと食料を考える」と題して、柴田明夫さん(丸紅経済研究所所長)と木元教子さん(評論家/ジャーナリスト)の記念対談が行われ、わが国におけるエネルギーと食料に係る今日的課題は、国際経済と深く関わっており、消費者個人が、国際経済情勢を意識して、より多くの情報に基づき、消費生活行動を行うことが重要であるとまとめられ、盛会の内に終了しました。

★消費生活川柳の募集 【優秀作2名に図書券1,000円を進呈】→詳しくは裏面へ

平成20年度 消費生活相談状況の概要

＜愛媛県消費生活センター受付分＞

1. 相談件数の年度別推移

相談件数は5,192件で、前年度と比較すると、693件の減少（11.8%減）となっています。

相談件数の減少は、架空請求相談の減少が大きな要因となっています。架空請求を除く一般相談は、ほぼ横ばいとなっています。

図1 相談件数の推移

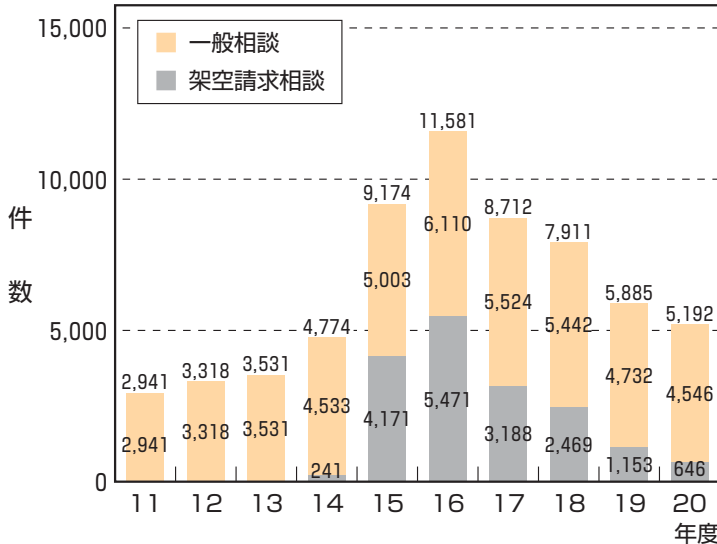
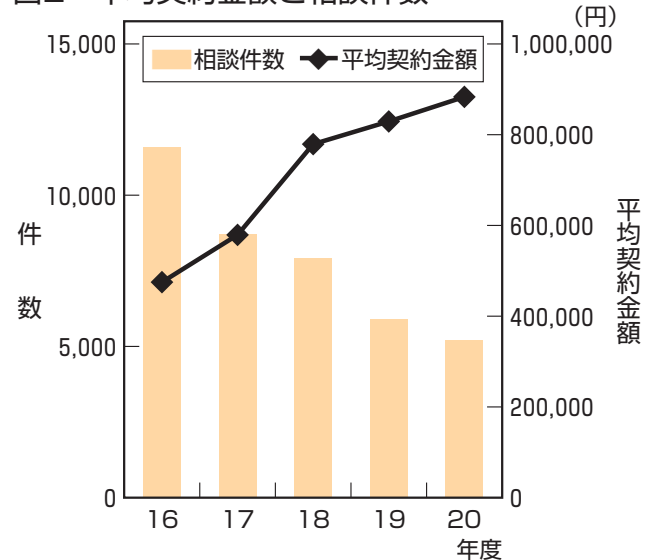


図2 平均契約金額と相談件数



2. 相談の特徴

- ① 架空請求に係る相談は、平成16年度をピークに年々減少しており、20年度の相談件数は、646件で前年比44.0%減になっています。
- ② 相談件数の減少と反比例して、相談1件あたりの平均契約金額は高額になっています。
- ③ 各年齢層における相談件数は、前年度に比べ総体的に減少していますが、60歳代における相談件数は増加しています。
- ④ 60歳代と70歳以上の高齢者からの相談については、「訪問販売」に係る相談の約5割、「SF商法」に係る相談の約8割を占めています。また、マルチ商法の相談件数は185件で、前年度に比べ23件減少していますが60歳代における相談件数は前年度に比べ倍増しています。

20年度の消費生活相談内容の詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。

▶ <http://www.pref.ehime.jp/ecc/claim/claim1/soudan1/20soudan.pdf>

消費生活川柳募集!! (今回募集を含めて4回の予定です。)

県消費生活センターでは、悪質商法に対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。

(応募方法)

はがきの表面に「住所」「氏名」を、裏面に「作品」を記載のうえ御応募ください。

募集期間▶平成21年7月1日から8月15日まで(当日必着)

優秀作▶2名(図書券1,000円進呈)

応募先▶愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

なお、優秀作は、次回の「えひめの暮らし」誌面にて御紹介します。

応募作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。(返品不可)

【作品例】

健康食 断ろう
 バランス欠いて 普ったその日に
 不健康 騙された

お知らせ

県消費生活センターの消費生活相談受付を午後7時まで延長します。

(H21.7.1～)

相談時間 午前9時～午後7時

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

(12/29～1/3)は休みです。

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課
 〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2
 089-912-2300
 愛媛県消費生活センター
 〒791-8014 松山市山越町450番地
089-925-3700 (相談専用)
 089-946-5539 (FAX)